

# 認定臨床研修について

Q 1 一次研修と二次研修が異なる研修施設となっても宜しいですか？

A 1 宜しいです。

Q 2 複数の研修指導者が在籍している研修施設では、研修指導者を指名することは可能でしょうか？

A 2 認定臨床研修施設ガイドに記載されている担当者へお問い合わせください。

Q 3 一次研修の修了後から二次研修を開始するまでの期間は空いても構わないでしょうか？期限などがあるのでしょうか？

A 3 構いません。期限は特に定めておりません。

Q 4 臨床研修を実施するためには、ハンドセラピーに携わった経験年数の条件は必要ですか？

A 4 臨床研修の申請資格には、経験年数の条件はありません。

Q 5 臨床研修で不合格となった場合はどこからのやり直しになりますか？

A 5 不合格となった研修内容からやり直しをすることになります。既に合格して単位を取得しているものは、再履修する必要はありません。

Q 6 臨床研修では、課題症例以外の症例に対して見学やセラピーを行うことは可能ですか？

A 6 研修施設によって異なります。研修指導者と相談してください。

Q 7 臨床研修が中止となった後に再開を希望した場合、途中までの時間は繰り越されますか？

A 7 臨床研修の中止は、研修者の規定違反や不適切な態度・行為があった場合に用いられるため、時間の繰り越しは行えません。最初からのやり直しとなります。

Q 8 認定臨床研修施設勤務者が、他の研修施設で臨床研修を行うことは可能ですか？

A 8 可能です。ただし、後述しております読み替え措置では認められません。

Q 9 認定臨床研修施設勤務者の二次研修の開始日は、認定臨床一次研修修了証に記載されている交付日の翌日からの実務期間で宜しいですか？もしくは認定臨床一次研修修了証が届いてからの実務期間 となりますか？

A 9 認定臨床一次研修修了証に記載がある交付日から実務期間を計算してください。

Q 10 研修を申請したいのですが長期の休暇を得ることが出来ません。研修をするためには退職しなければなりませんか？

A 10 長期間の研修ができない方を救済するために、認定臨床研修読み替え措置を設けました。認定臨床研修読み替え措置をご覧ください。

## 読み替え措置について

Q 1 いつまで読み替え措置での研修が可能なのですか？

A 1 読み替え措置の実施期間は、2016年4月1日から2021年3月31日までとなっております。

Q 2 臨床研修(長期間の研修)と読み替え措置の併用はできますか？(例えば、一次研修:読み替え措置 二次研修:臨床研修です。)

A 2 併用はできません。研修申請時にどちらの方法で実施するかをあらかじめ決めてから申請してください。

Q 3 読み替え措置の一次研修、二次研修は、開始から何か月以内に終わらせないといけないという期限はありますか？

A 3 期限はありません。研修者のペースで計画的に研修してください。

Q 4 治療計画立案についての報告書は必要ですか。

A 4 報告書の作成は、研修指導者の指示に従ってください。

Q 5 スプリント作製は、実際の患者に対して実施することになるのですか？

A 5 原則的には症例に対して直接、作製します。研修施設によって研修内容に制限がある場合には研修指導者の指示に従ってください。

Q 6 スプリント作製を行った際に証明する書類は必要ですか？

A 6 研修指導者から発行される合格証が証明になります。

# 症例報告について

Q 1 自施設症例報告での 2 週間に 1 度の症例報告指導者からの経時的な指導は、指導時間の指定はありますか？

A 1 指定はありません。

Q 2 症例報告の文字数制限などの書式設定はありますか？

A 2 文字数制限やテンプレートはありません。

Q 3 臨床研修での症例報告は、期間としてどの程度、経過をみる必要がありますか？

研修により異なります。下の表を参照してください。

(表：臨床研修で実施する症例報告)

研修	作成する症例報告	期間
認定臨床研修	一次研修	1 か月間
	二次研修	2 か月間
読み替え措置	自施設症例報告	3 か月間

Q 4 二次研修の自施設症例報告は2症例となっていますが、同じ時期に2症例の症例報告を作成することは可能でしょうか？

A 4 作成することは可能です。

Q 5 不合格となった自施設症例報告を再提出する際に、提出期限を超過した場合、修正した症例報告は受け付けていただけるのでしょうか？

A 5 再提出期限(1 か月間以内)を超えた症例報告は無効となり、新たに症例報告を作成しなければなりません。